

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

1. 実施した計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等名	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町					
地域内総人口 (人)	111,620					
地域総面積 (km ²)	543.02					
地域の要件	人口	面積				
地域の要件がその他の場合は具体的に記載						
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況						
組合名称 (設立年月日)	塩谷広域行政組合 (昭和54年4月1日)					
組合を構成する市町村	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町					

イ. 計画実施期間

開始年月日	平成30年4月1日
終了年月日	令和5年3月31日
計画期間	5年

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の実施状況

<p>塩谷広域地域では、栃木県の「栃木県ごみ処理広域化計画」に基づき、焼却施設、マテリアルリサイクル施設の集約化を図り、これを達成している。今後はこの体制を安定的に維持していく。</p>	
確認した都道府県の広域化・集約化計画の名称	栃木県ごみ処理広域化計画

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
	実施年度	下記のとおり
	実施方法	⑤その他 (詳細は下記)
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	矢板市 製品プラスチックの拠点回収 (令和4年度から) 発泡スチロール、発泡トレイの拠点回収 (平成27年度から) さくら市 発泡スチロール、発泡トレイ、プラスチックトレイの拠点回収 (平成18年度から) プラスチックボトル容器等のステーション回収 (平成18年度から) ※一部の地域のみ 塩谷町 プラスチック容器の拠点回収 (令和5年度から) 高根沢町 プラスチック容器の拠点回収 (平成25年度から) プラスチック容器のステーション回収 (令和2年度から) 製品プラスチックの拠点回収 (令和5年度から)
実施しない地域		
プラ要件化対象事業の実施	—	
備考		

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の実施状況

有料化導入状況	①全ての構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	ただし、不燃ごみのステーション回収については未実施
未導入の構成市町村名	
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済の場合は記載不要	

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市 (計画の名称)	矢板市 (矢板市災害廃棄物処理計画)、さくら市 (さくら市災害廃棄物処理計画)、塩谷町 (塩谷町災害廃棄物処理計画)、高根沢町 (災害廃棄物処理計画)
未策定の構成市 (策定予定時期)	
備考	

2 目標の達成状況

(一般廃棄物の処理)

減量化、再生利用に関する指標		現状	目標	実績	
		平成28年度	令和5年度	令和5年度	実績/目標
①総人口(人)		119,562	115,569	112,645	
排出量	事業系ごみ排出量(トン)	7,587	7,353	6,694	381%
	生活系ごみ排出量(トン)	24,324	23,581	24,112	28%
	1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	557	557	585	0%
	その他排出量(集団回収等)	170	186	73	-605%
	総排出量(トン)	32,081	31,120	30,879	125%
再生利用量	1人1日当たりの排出量(g/人日)	735	736	749	1400%
	総資源化量(トン)	4,992	4,973	3,869	0%
最終処分量	総排出量に占める総資源化量の割合(%)	16%	16%	13%	
	埋立最終処分量(トン)	2,635	2,535	3,015	0%
エネルギー回収量	総排出量に占める埋立最終処分量の割合(%)	8%	8%	10%	
	年間の発電電力量(MWH)	0	8,376	8,753	
特記事項	年間の熱利用量(GJ)	0	30,154	31,511	

※ 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

(生活排水の処理)

生活排水処理に関する指標		平成28年度現状		令和5年度目標		令和5年度実績	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道	40,881人	34.2%	47,109人	40.8%	48,670人	43.1%
	農業集落排水施設等	3,798人	3.2%	3,608人	3.1%	3,104人	2.8%
	合併処理浄化槽等	32,911人	27.5%	35,852人	31.0%	35,773人	31.7%
	小計：汚水衛生処理人口	77,590人	64.9%	86,569人	74.9%	87,547人	77.6%
	単独処理浄化槽等	-	#VALUE!	-	#VALUE!	18,790人	16.7%
	非水洗化人口	-	#VALUE!	-	#VALUE!	6,498人	5.8%
	小計：未処理人口	41,972人	35.1%	29,000人	25.1%	25,288人	22.4%
し尿・汚泥の量	合計：総人口	119,562人	100.0%	115,569人	100.0%	112,835人	100.0%
	汲取りし尿量	5,375キロリットル		2,911キロリットル		2,711キロリットル	
	浄化槽汚泥量	22,832キロリットル		23,631キロリットル		21,695キロリットル	
	合計	28,207キロリットル		26,542キロリットル		24,406キロリットル	

2 目標が達成できなかった要因

■排出量

生活系ごみ排出量、1人1日当たりの排出量については、平成28年度の世帯数が43271世帯であるが、令和5年度においては44807世帯となり、約1500世帯の増加、特に核家族や一人暮らしが増えていることにより、集団で生活するよりも各家庭から排出されている1人1日当たりのごみ量が増えたことにより、共に増加したと思われる。

その他排出量（集団回収）については、少子化や自治会未加入者も増加し、地域コミュニティとの関係性が希薄になっていること、また、缶・びんがプラスチック製容器へ移行し、古紙類についてはペーパーレス化により排出量自体が減少していることによるものと思われる。

■再生利用量

焼却灰の資源化量は増えているものの、古紙類の資源化量について、家電量販店、スーパー等による自主回収、ペーパーレス化、新聞購読者の減少、雑誌の電子化等により、減少が顕著である。

その他、一部の町所有の生ごみの堆肥化施設が故障したことに伴い、改めて処理規模を検討し、縮小としたため、平成30年5月より、一般家庭からの生ごみの回収は行っておらず、事業系生ごみのみの受入れとなり、生ごみの資源化量が減少している。

■最終処分量

焼却灰については、埋立てによる最終処分のほか、熔融処理及び無害化リサイクルを行い、可能な範囲で資源化を行っているが、令和元年度から竣工のごみ処理施設では、排ガスの規制基準を自主的に高く設定しており、当該規制に伴い、中和薬品等の投入量が増加していることから、発生するばいじん量が増加したものと考える。また、し尿汚泥について、計画当初は、し尿処理施設において焼却処分していたが、令和元年度竣工のごみ処理施設において、し尿汚泥も焼却することとしたため、し尿汚泥分の処分量が加わったことによる焼却灰の増加が考えられる。

※排ガスの規制値

法令値：ばいじん0.08 g/m³N、硫黄酸化物3,500ppm、塩化水素430ppm、窒素酸化物250ppm、一酸化炭素一、ダイオキシン1ng-TEQ/m³N、水銀50 μg/m³N

自主規制値：ばいじん0.01 g/m³N、硫黄酸化物30ppm、塩化水素43ppm、窒素酸化物50ppm、一酸化炭素30ppm（4時間平均値）、ダイオキシン1ng-TEQ/m³N、水銀30 μg/m³N

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和10年度まで

基本方針としては、令和5年3月に策定した廃棄物処理基本計画の目標を達成すべく各施策を展開することとし、達成できなかった項目については、下記のとおり取り組むこととする。

■排出量

生活系ごみ排出量、1人1日当たりの排出量については、現在、実施している住民へのごみの抑制、分別又マイバックの持参について、更なる周知徹底を図り、ごみの減量を図っていききたい。

その他の排出量（集団回収）についても、集団回収に関する報償金支援について、更なる周知徹底を図り、集団回収量の増量を図りたい。

■再生利用量

焼却灰の資源化を継続的にを行い、併せて資源ごみの分別に関する周知を行いつつ、資源ごみとなるごみの細分化を模索し、更には、地元事業者にも資源ごみの回収の協力を依頼し、再生利用量の向上を図りたい。

また、社会情勢を加味し、必要に応じて目標数値の見直しを図っていく。

■最終処分量

上記の再生利用量の向上を図りつつ、ごみの排出抑制について周知を行い、中間処理量を抑制することにより、最終処分量の抑制を図りたい。

また、社会情勢、令和元年度竣工の新施設における基準等を加味し、必要に応じ、目標数値等の見直しを行っていく。

（都道府県知事の所見）

【ごみ処理】

○ 生活系ごみ排出量について、平成28年度の現状値に比べて令和5年度の実績値は減少しているが、1人1日当たりのごみ排出量は増加している。その要因として核家族化や一人暮らしの増加といった生活様式の変化を挙げている。また、その他の排出量（集団回収）等については、地域コミュニティとの関係の希薄化等の要因によって減少したことが挙げられている。

方策に掲げた周知活動については従来の方法に限らず、例えば要因として挙げた世帯層に影響のある啓発手法を用いるなど、貴地域内でごみ排出量の削減及び資源循環につながるものとして効果的な方法を検討した上で実施されたい。

○ 再生利用量については、総資源化量、割合共に目標未達となっている。要因として資源ごみの大半を占める古紙類の資源化量の減少が顕著であること、生ごみ堆肥化施設の処理規模縮小による生活系生ごみの回収停止等が挙げられている。特に古紙類の資源化量の減少については今後とも継続と推測されるため、資源ごみ回収のあり方を見直しを進め、今後は未実施であるプラスチック資源の分別収集及び再商品化を含む新たな資源化の取組の実施が必要と見做す。

○ 最終処分量について、ごみ総排出量は減少し、焼却灰の資源化量は増加しているにも関わらず、埋立最終処分量及び割合共に目標未達となっている。令和5年度竣工のごみ処理施設において、通常の排ガスの規制基準よりも厳しい基準で自主規制を行っているため中和薬品の投入量が増加し、ばいじん発生量が増加していること、同施設にてし尿汚泥の処理を行い始めたことが要因として挙げられている。これらを踏まえて、削減可能分と不可分の分析を行い、必要に応じて目標数値の見直しを行い、可能分については前項の再生利用等の取組を通じて減少に努められたい。

※令和6年3月31日までに承認された地域計画については、なお従前の様式にて提出できるものとする。